大地震ニ付義捐金募集廣告

安政の江戸大地震は早や三十七年の一昔と爲り當時の有様は今尚ほ故老の語る所にして一夜忽然寐耳に水の大震動、地震に遭ふて地震たるを悟らず七轉八倒の間に煙焔滿市に漲り親が子を見殺にして泣くあれば妻が夫を求めて叫ふあり走て土藏の鬼瓦に頭を碎かるゝ者あり梁に足を敷かれて燒死ぬる者あり市中近郷幾萬戸の燒失、幾萬人の死傷、大都變して古戰場と爲る其物語はいよ〳〵聞ていよ〳〵恐ろしけれども唯むかしの事として聞流かせしに何ぞ料らん今回は岐阜大垣名古屋を始めとして何十里内一面の地方に正しく江戸の大地震を再演して修羅の慘狀を呈し昨今到來の電報通信に接していよ〳〵其事情を詳にすればいよ〳〵酸鼻に堪へず然かも其日は本月二十八日にして舊暦の九月二十六日に當り安政二年の變は十月二日のことあれば前後七日の相違にして二度の天災とは三十七年久しと雖も目前に見るが如し左れば當府下を始めとして遠近の地方にて苟も慈善の志あらん人々は舊を懷ひ今を憐み多少の金を捐てゝ被害地方の死亡者負傷者貧困者を救ひ給はらんことを切望に堪へず但し其義捐金は當時事新報社に當て現金にても爲替にても到着次第これを取纏めて其筋に使用法を托し又その義捐者の姓名と金高とは時々本紙上に記して請取書に代ふ可し

一義捐の金高は一口十錢以上の事

但し郵便切手代用は謝絶、尚ほ爲替振出先きの郵便局は東京芝口郵便局に限る

東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地

明治二十四年十月二十九日　時事新報社

義金募集の日延べ

右義捐金募集の期限は今十五日までの定めありし處遠隔地方の慈善家より送金し來る分は昨今に至りて最も多く續々延期の申込あるに付更に其期を延ばして來る

二十五日迄と定む

十一月十五日

時事新報

海軍大演習の施行

從來我國にては屢ば陸軍大演習の催ほしあり昨年の如きは陸海聯合の大演習を施行したれども海軍獨立の大演習とては未だ一回も行ひたることなし聞く所に據れば昨年の聯合演習には海軍は唯僅に運兵上陸の任を務めたるのみにして海軍の演習としては別に大に技倆を試むるの機會を得ざりしと云ふ海陸軍は共に國防上の補翼とも云ふ可きものにして其練磨經驗を要するの一段に於ては彼れ是れの別ある可らざる筈なるに一方は屢ば演習を試みて成蹟の見る可きものあるに拘はらず一方は全く之を行はずとありては局外者に於ても遺憾の情なき能はざるなり抑も演習の軍事上に必要あるは今更云ふに及ばず當局の軍人の爲めに益する所あるは勿論の事にして尚ほ其他に演習の一擧以て國の内外に運動の實を表して間接に利する所も亦決して少小ならざる可し我輩は曾て我軍艦が海外の諸國を巡航して遠洋の航海を練習する旁に我國海軍の進歩を彼國人の眼前に示すの急なることを論じたりしが大演習の如きも一たび之を施行すれば忽ち内外の耳目を引て一般の評判と爲り居ながらにして二重の目的を達するに足るものあれば實に一擧兩得の策なりと云はざるを得ず或は海軍の演習は少なからざる費用を要するものにして容易ならずとの事情もあらんかなれども既に軍備の設ある以上は之を實地に經驗するの方法なかる可からず是等の費用は豫め規定しある可き筈にして陸軍には演習の費用あれども海軍には之なしとの理由はある可らず或は若しも海軍演習の費用は莫大にして今の經費にて足らずとあらば更に臨時の請求を爲すも可なり左れば費用の點は兎も角もとして我輩は一日も早く海軍大演習を施行し當局の軍人をして實際に練磨經驗を積ましむると同時に其進歩の實相を内外國人の眼前に表示せんことを希望するものなり

露國海軍の大演習

海軍演習の目的とする所は一にして足らざれども其重なるものは出師準備海岸攻防の戰略戰術等にして是等の科目は大演習に非ざれば正確に試ること能はざるものなり左れば英佛の如き海軍國にては八九年前より毎年大演習を施行するの例を成し時々の經驗に於て海軍の進歩に益する所甚だ少なからずと云ふ又露國の如きも近年來屢ば之を行ふ事となりたるよしなるが今秋施行す可き大演習の方略を得たれば參考の爲め左に其一班を記載す可し

今回バルチック海に於て施行する露國海軍大演習の計畫は敵國の艦隊がフインランド灣を封鎖したるの假定に基つけるものなり即ち敵艦は既にバルチック海上を占領して其主力をムーン　サンドに集めたる後、一面にはクロンスタットよりフインランド灣の一帶を封鎖し一面には海岸通航の船舶を捕獲して傍近諸港の通商を妨害せんとする二樣の運動を爲しつゝあるものと假定して扨露國の艦隊は右の有樣なるを以て止むを得ずスヰーボルグよりビヨールコー　サンドに至るフインランド沿海の重なる諸港を守り更にヘルシングフホールスより突出してムーン　サンドなる敵艦の本據と其艦隊との間の聯絡を絶んとするに擬したるものにて同國の軍艦は此方略に從ひフインランド群嶋とグロカー及びビヨールコー　サンドとの間ある諸嶋に配置せらるゝ筈なり云々

官報

朕陸軍給與令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年十一月十四日

陸軍大臣子爵高嶋鞆之助

勅令第二百十一號

陸軍給與令第八十五條第一項中「參謀」ヲ「將校演習」ニ第二十二表中馬種ノ區畫ノ定量「一貫百匁」ヲ「八百匁」ニ改ム

附則

本令中第二十二表ノ改正ハ明治二十四年十二月一日ヨリ施行ス

勅令第二百十一號參照

勅令第六十七號陸軍給與令（明治二十三年三月三十一日官報）抄錄

第八十五條　左ノ各項ニ該ル者ハ前各條ニ依ラス第三十二表ノ旅費定額内ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

一　參謀旅行實施ノ爲メ作業地内旅行スル者

朕中央備荒儲蓄金ヲ以テ購入シタル公債證書ヲ賣却スルニ當リ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年十一月十四日

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百十二號

中央備荒儲蓄金ヲ以テ購入シタル公債證書ヲ賣却スルニ當リ臨時急施ヲ要スルトキハ競爭ニ附セス隨意契約ニ依ルコトヲ得

朕玆ニ會計檢查院屬定員ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十四年十一月十四日

内閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第二百十三號

會計檢查院屬ハ百六十八人ヲ以テ定員トス

朕鑛山監督署官制施行期限變更ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年十一月十四日

内閣總理大臣伯爵松方正義

農商務大臣　陸奧宗光

勅令第二百十四號

明治二十四年（七月）勅令第百四十五號鑛山監督署官制ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

○農商務省告示第九號

當省本日京橋區木挽町十町目（十二番、十三番）地ニ移轉ス但地質調査所及度量衡檢査ノ事務ハ從前ノ場所ニ於テ取扱フ

明治二十四年十一月十六日

農商務大臣陸奧宗光

雜報

○皇太后陛下還啓　同陛下は去る十月八日東京御發輿にて京都へ行啓在らせられ先帝孝明天皇及び神武天皇御陵御參拜尋いで奈良、大坂、播州舞子濱等御遊覽の末去十四日神戸御用邸御發同夜は桑名町諸戸清六方翌十五日夜は濱松町鶴見方に御旅泊の上昨十六日同所發の別仕立汽車に召され午後三時十三分長途の御疲勞も在らせ給はず玉顏殊に麗はしく新橋停車場へ御着暫時同樓上に於て御休憩の後御順路を青山御所へ還啓遊ばされたり右に付皇后陛下皇太子殿下は御出迎へのため同停車場迄行啓在らせられ又諸親王、大臣、親勅任官、麝香、錦鷄間兩祗候、公侯爵華族を初め文武奏任官等は孰れも同所迄迎へ奉りたり當日は天氣晴朗なりしかば同停車場前を初め御通輦筋の拜觀人は一層群集したりと

○皇太子殿下　は一昨十四日午後一時御出門帝國大學構内同學生の運動會場へ行啓同四時四十五分還御又昨十五日は午前十時御出門にて芝離宮へ行啓午後三時三十五分御歸殿遊ばされしと

○強硬政略の第一着手　今の松方内閣は議會に對し最初より必らずしも強硬政略を執る積りにてはあらざりしも近來在野黨の運動活潑にして自由改進黨は勿論其他の黨類も相ひ提携して政府に當らんとするのみか閣内にも硬骨大臣ありて政略強硬の必要を說くあり彼此の事情に促がされ此頃に至り内閣の政略を強硬と一定せしに付ては兼てより大隈伯の擧動に云々の議論ありし折柄とて遂に今度の處置に至りたり之れ即ち強硬政略の實を示す第一着手なりと云ふ

○勅令、省令、訓令合せて二十五　此程の本紙上にも記せし通り文部省にて小學校令に附帶する諸法令の制定に盡力し主任官の如きは日曜の休日にも執務し漸く法案整頓せしを以て制規の手續を履むべきものは履みていよ〳〵今十七日の官報を以て勅令、省令及び訓令の三令合せて廿五種を發布する由左れば昨年十月發布の小學校令も來學年の初より實施する事となるべければ教育社會の注目は是より將に一轉して其實施の責に當る地方官の處置如何の一點に集まるならんといふ

○事務主任官の召集實施方法の訓諭　今の文部當局者は小學校令を實施するに稍々前任の當局者と意見を
異にし法令は務めて簡易にして
成へく責を地方官に分ち文部省は
に直接の關係ある事項を監督奬勵
して就學兒童の增加せんことを熱
に地方官の責任は從前の學令實施
異にし充分其縣下の情況に通じて
當局者の新小學令に對する意見の
は教育の實蹟をして今より一層
とせずとて文部大臣は來月十日を
の見込を以て全國各府縣の學務主
實施の方法に就て夫々訓諭する手
方廳に右の趣を通牒したる由に聞

○中央備荒儲蓄金に關する勅令
知岐阜の兩縣より中央備荒儲蓄金
府は右に對し凡そ十六萬圓餘を支
に殘れる現金は僅かに千圓餘と爲
十四年度に於て再び思ひ掛なき事
らんには其急に應じて備荒儲蓄金
いては兼て該金を以て公債證書に
債證書現額面卅五萬圓を賣却して
讓越ん爲で愈々之を賣却するに當
實に附すべきか將た又勅令を以て
との事は兼て協議中の由聞及びし
は眼の當り罹災者救恤の切迫し居
べき金額さへも不足せる模樣なれ
る事に決し昨日勅令第二百十二號
する時は競爭に附せずして隨意契
の公布ありたり

○岐阜縣知事諸税徵收期限を延期
は縣令第六十七號を以て本年度地
及年税に係る營業税雜種税下半期
十二月十五日迄延期する旨去る十

○岐阜市名譽職員の罹災　今回の
事會員六名の住宅中火災全燒二名
二名市會議員二十六名の中火災全
名同半潰十名又同市商業會議所會
燒十四名震災全潰三名同半潰十三
中火災全燒二名震災半潰一名なり

○堤防潰裂の間數　此程其筋に於
は愛知縣に於て過般の震災により
間數は左の如しと
木曾川堤防三萬千三百四十間
間　矢田川堤防二千三百六十間
六十間　新川堤防一萬千百二十間
八千三百六十間　日光川堤防一
内川堤防四千六百間　蟹江川堤防
木川堤防四千三百二十間　英比川
間　錦田川堤防八百八十間

○本願寺の來書　去る七日發行貴
と題する論文中當山法主及寺務役
之全く我本山に忠告せらるゝの厚
にして感銘の至に堪へず然れとも此
る所も有之に付看者をして誤認を
然一山の迷惑も不尠候間尾濃震災
迄の事實を略記し御報導致候
實際の上可然御登載御取計相成度
明治二十四年十一月十日　京都大谷派本
時事新報社御中
略記
二十八日震災の事あるや電信汽
害地の事情を知るに由なく二十
の間震災の非常なるを知り不取